

生徒主体で校則見直し

「髪形の校則が抽象的で先生のさじ加減で基準が変わってしまう」「身だしなみに関する校則は最低限残すべきだ」。南風原町の南風原中学校では生徒と教員、保護者が一体となって、既存の校則の見直しを進めている。生徒主体の校則検討委員会が7月に発足。第3回の16日は弁護士を招き、生徒12人と生徒指導の教員らが法律の観点から校則の在り方を検証した。

(社会部・松田駿太)

南風原中 弁護士招き



校則の中身を詰める南風原中学校校則検討委員会のメンバー16日、南風原町の同校

身だしなみや携帯持ち込み議論

校則見直しは、生徒総会で提案が挙がったのがきっかけ。生徒会が「生徒の意見を反映させる」を活動モットーに掲げ、1年間かけて校則の改定作業に取り組みことになった。

検討委員会に招かれた同校出身の仲地宗哲弁護士は「サッカーで相手の足を蹴っていいとなれば試合にならず、ルールが必要。逆に靴ひもの結び方などまで細かく決めると、窮屈で何もできない。校則も同様で、何を残して何を残すかのバランスが大事」と呼びかけた。

その上で「法律を作る時は立法事実が重要。交通規則なら『この道路は他と比べて事故が多いから規制が必要』というようなデータが求められる」と説明。校則見直しも根拠となる事実をしっかりと持つように助言した。

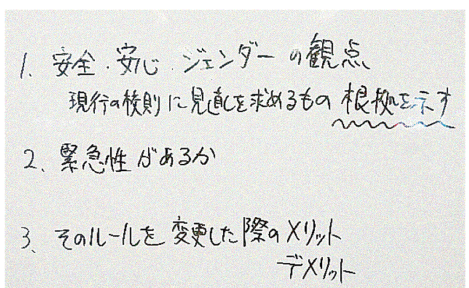
その後、生徒らはグループに分かれ「眉毛の手入れ」や「整髪料の使用」など、それぞれの問題意識に沿って今の時代にあつた校則の在り方を議論した。

持ち込みが禁止されている携帯電話について話し合いを進めたグループでは「先日の大雨でも保護者との連絡手段がなく、ぬれながら帰った生徒がいた」と意見が挙がった。

同校では許可を得れば携帯電話を持ち込める。しかし、許可制の周知が進んでいないとの指摘や、多くの生徒が許可書を提出した場合に生徒指導教員の管理業務が増えるとの問題提起があった。

3年の山下幸也さんは「持ち込み自体は解禁し、細かい規定で学習の妨げにならないような仕組みが理想的」と提案。校内の公衆電話が2台しかないことに

も触れ「携帯を朝回収して放課後に返したり、校内で触っているのを見たら没収したりする決まりにしては」と発表した。同校は今後、各クラスから意見集約やPTAへのヒアリングを予定している。1月に最終的な改定案を作り、校則に関する権限のある校長先生へ提出する予定だ。



校則の議論で学校側が示した意識してほしいポイント